

会議開催案内（公開）

令和6年度岡山県認知症対策連携会議を次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和7年3月10日

岡山県認知症対策連携会議

- 1 開催日時
令和7年3月13日（木）18：00～19：30
- 2 開催場所
ピュアリティまきび 2階「千鳥」
岡山市北区下石井2-6-41
- 3 議 題
 - ・国の認知症施策の動向について
 - ・岡山県の認知症施策について
 - ・各団体の取組等について
 - ・その他
- 4 傍聴定員
6人
- 5 傍聴手続等
 - (1) 会議は原則として公開します。ただし、会議の中で非公開の決定をした場合は非公開とします。
 - (2) 傍聴希望者は、受付時間に会場にお越しくください。会場で受付を行いますので、氏名、住所及び連絡先を記入してください。
 - (3) 受付時間は、当日17時30分から17時50分までです。
 - (4) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので御了承願います。
- 6 傍聴要領
別紙のとおり
- 7 問合せ先
岡山県子ども・福祉部 長寿社会課 長寿社会企画班
岡山市北区内山下2丁目4-6
電話：086-226-7326（直通）

別紙

岡山県認知症対策連携会議傍聴要領

岡山県認知症対策連携会議は、岡山県認知症対策連携会議設置要綱に定めるところにより公開いたします。会議傍聴における留意事項は次のとおりです。

1 会議の公開

会議は公開を原則としますが、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は6名程度（先着順）としますが、会議室の制約上、傍聴をおことわりすることがありますのでご了承ください。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 議事の妨害となると認められる物を携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 飲食すること
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。